

埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱

平成18年	4月	3日	決裁
平成19年	4月	2日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	28日	一部改正
平成28年	4月	28日	一部改正
平成28年12月	26日		一部改正
平成31年	2月	27日	一部改正
令和3年	3月	23日	一部改正
令和4年	3月	8日	一部改正
令和4年10月	1日		一部改正

(趣旨)

第1条 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)に基づき、別表1-1に掲げる事業実施主体(以下「間接補助事業者」という。)に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費又は別表1-2に掲げる事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が事業を実施する場合における当該実施に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)、並びに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書(平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号)の適用がある。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業、補助率は別表2に定めるところによる。

2 別表2の区分の欄に掲げる1の(1)と(2)の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、知事の附した条件に従い知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の状況報告書の様式は様式第4号のとおりとし、補助事業者は交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在について、当該四半期の最終月の翌月25日までに交付決定者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5-1号のとおりとする。また、繰

越事業の報告書は様式第5-2号のとおりとする。

- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までとする。
- 3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（事業遅延の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払の請求）

第11条 補助事業の実施上必要があると認める場合は、補助事業者からの請求に基づき補助金の全部又は一部を概算払により支出することができる。なお、その請求については、様式第8号のとおりとする。

（補助金の額の確定通知書）

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第9号のとおりとする。

（補助金の額の再確定）

- 第13条 補助事業者は、規則第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9条に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第14条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 知事は、第7条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、規則第7条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、基金事業及び補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付の期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

- 第15条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に定める期間(以下、「処分制限期間」という。)とする。
- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間(以下、「農水処分制限期間」という。)とする。
 - 3 規則第19条第1項第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
 - 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分制限期間又は農水処分制限期間を経過しないで処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間又は農水処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する家畜保健衛生所長を経由することとする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあつては、家畜保健衛生所を経由せずに知事に提出できるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者(ただし、市町村長を除く)は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から適用する。
- 2 この要綱の制定に伴い、「埼玉県生産振興総合対策補助金交付要綱」(平成14年4月2日決裁。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 「旧要綱」に基づき補助金の交付を受けた者については、旧要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月28日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から適用する。

- 2 適用前の要綱（平成27年4月28日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月28日から適用する。
- 2 適用前の要綱（平成28年4月28日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月27日から適用する。
- 2 適用前の要綱（平成28年12月28日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月23日から適用する。
- 2 適用前の要綱（平成31年2月27日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月8日から適用する。
- 2 適用前の要綱（令和3年3月23日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から適用する。
- 2 適用前の要綱（令和4年3月8日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

別表 1 - 1 (第 1 条関係)

事業実施主体 (間接補助事業者)
1 別表 2 の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備事業) を実施する場合 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知) の別紙 1 の第 2 のとおり
2 別表 2 の畜産環境対策総合支援事業を実施する場合 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知) の別紙 9 の第 2 の 2 及び 3 のとおり

別表 1 - 2 (第 1 条関係)

事業実施主体 (補助事業者)
1 別表 2 の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備事業) を実施する場合 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知) の別紙 1 の第 2 のとおり
2 別表 2 の畜産環境対策総合支援事業を実施する場合 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知) の別紙 9 の第 2 の 2 及び 3 のとおり
※ ただし、1 及び 2 のいずれにおいても、当該実施主体が県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると知事が認める場合に限る。

別表 2 (第 2 条及び第 5 条関係)

区 分	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
埼玉県畜産総合対策補助金			
1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業			1 事業の中止又は廃止
(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備事業)	1/2以内 ただし、導入する家畜の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛27.5万円、繁殖に供する雌牛17.5万円、繁殖に供する雌豚4.0万円とする。		2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更
(2) 畜産環境対策総合支援事業			4 成果目標の変更
ア 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	定額又は1/2以内		5 事業費の30%を超える増又は補助金の増
イ 畜産・土づくり施設等導入支援事業	1/2以内		
ウ 畜産環境対策推進体制支援事業	定額		6 事業費又は補助金の30%を超える減
エ 畜産環境関連施設等導入支援事業	1/2以内		

様式第1号（第3条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年度において、年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 市町村事業実施計画総括表
（ただし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について複数事業を実施する場合のみ、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の別記様式第2号別添を参考に添付すること）
- 2 （別表2の事業名）実施計画書
（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の別記様式第1号又は別紙9の別記様式第1号又は第2号別添）
- 3 その他知事が特に必要と認めるもの

（注） 承認を受けた事業内容から変更があるときは、本文中の「年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付し提出すること。

様式第2号（第6条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付決定通知書

畜安第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県畜産総合対策補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、別紙のとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 経費の配分

経費の配分については、別紙のとおりとする。

4 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱（平成18年4月3日付け畜安第541号埼玉県農林部長通知。以下、「交付要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、並びに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務報告書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）に従わなければならない

ない。

5 条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、交付要綱別表2の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (5) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
- (6) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第12条で規定する期間整備保管しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業者は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (11) 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1)から(11)までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。
- (13) 補助事業者は、(12)において準じる(10)により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

別紙

(別表2の事業名)

事業内容	事業費	経費の配分			
		補助金		市町村費	その他
		交付金	県費		
合計					

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年度において、年 月 日付け畜安第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金について、下記のとおり変更（中
止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 関係書類

（注）

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とすること。
- 2 市町村事業実施計画総括表及び事業実施計画書の変更前と変更後の比較対照表を添付して提出すること。なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものを添付すること。ただし、市町村事業実施計画総括表は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について複数事業を実施している場合のみ提出すること。

様式第4号（第8条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた本事業について、補助金等の交付手続き等に関する規則第11条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別表2の区分の欄に掲げる事業毎に記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

年度埼玉県畜産総合対策(別表2の事業名)補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた 年度埼玉県畜産総合対策(別表2の事業名)について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて精算額として埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を請求します。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
(別表2の事業名)	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

(注) 補助金等については繰越分を除く金額を記入すること。

(注) 精算額として補助金交付を請求しない場合は、「また、併せて精算額として埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を請求します。」を削除すること。

団体にあつては、

<振込先>金融機関名、支店名、口座種別・口座番号、口座名義

2 市町村事業実施実績総括表

同一市町村内において、事業実施内容が未確定の地区がある場合は、次の（１）から（３）を作成する。

（１）総括表（全体）

（２）総括表（今回確定分）

（３）総括表（未確定分）

（注）実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

ただし、市町村事業実施実績総括表は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について複数事業を実施している場合のみ提出すること。

3 （別表２の事業名）実施実績書

（注）実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

ただし、上記２の（３）総括表（未確定分）で実施実績書を作成できない場合は、添付をしなくてよい。

4 添付書類

（注）支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

様式第5-2号(第9条関係)

年度埼玉県畜産総合対策(別表2の事業名)補助金実績報告書(繰越分)

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった 年度埼玉県畜産総合対策(別表2の事業名)について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて精算額として埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を請求します。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
(別表2の事業名)	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

(注) 精算額として補助金交付を請求しない場合は、「また、併せて精算額として埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を請求します。」を削除すること。

団体にあつては、

<振込先>金融機関名、支店名、口座種別・口座番号、口座名義

2 市町村事業実施実績総括表（繰越分）

（注）実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

ただし、市町村事業実施実績総括表は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について複数事業を実施している場合のみ提出すること。

3 （別表2の事業名）実施実績書（繰越分）

（注）実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

4 添付書類

（注）支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け畜安第 号で交付決定通知のあった埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金について、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱第9条の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。（ただし、返還がある場合のみ記載すること））

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった本事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		

（注）

- 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 「区分」の欄には、別表2の区分の欄に掲げる事業毎に記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第8号（第11条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長 氏 名

団体にあつては、
所在地
団体名
代表者

年 月 日付け畜安第 号で交付決定の通知を受けた 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）については、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を概算払で交付されたく請求します。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	補助金 ①	既受領額 ②		今回 請求額③		残額 ①-(②+③)		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高	金額	月 日 まで予定 出来高	金額	月 日ま で予定出 来高		
(別表2の事業 名) 1 事業費 2 付帯事務費	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

団体にあつては、

<振込先>金融機関名、支店名、口座種別・口座番号、口座名義

様式第9号（第12条関係）

年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付額確定通知書

畜安第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け畜安第 号で補助金の交付決定の通知をした 年度埼玉県畜産総合対策補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

別紙（第18条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 以下(5)(6)の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する----
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____